

新型コロナウイルス禍におけるスポーツの活動基準

川口市テニス協会

川口市ではスポーツ施設の利用再開について下記のように段階的に再開されます。

Step 1 屋外施設

陸上競技場、野球場、庭球場、多目的運動場等（屋外市民プールは除く。）

Step 2 屋内運動施設

体育館、体育室、卓球室、エアロビクススタジオ等でプール、トレーニングルーム、柔道場、剣道場を除く施設

Step 3 屋内運動施設

プール、トレーニングルーム、柔道場、剣道場

又、大会や講習会等は大勢の参加者が見込まれ、感染リスクが非常に高くなるイベントであると記され、学校の部活動に関しても市教育委員会より部活動の再開が決定されるまでの間は中止すると記されています

川口市テニス協会としての活動基準

□ 特別警戒レベル

緊急事態宣言などが発令、又は市内の小中学校の半数以上が休校等となった場合や青木町公園庭球場が使用不可になった場合

⇒ ジュニアテニス事業を臨時休講といたします。

□ 警戒レベル 市発表【Step 2】程度の時

青木公園庭球場の一般利用の中止が解除されたが、大会や講習会についての人数制限など利用条件がある場合や学校の部活動などに制限がある場合など

⇒ 当協会が定めた新型コロナウイルス感染症対策を最大限遵守して、細心の注意を払いジュニアテニス事業を行う。

健康観察表の記入に（2週間）ご協力ください。

□ 注意レベル 市発表【Step 3】程度の時

青木公園庭球場の一般利用の中止が解除され、大会や講習会についての利用条件が緩和された場合や学校の部活動の制限がなくなった場合など

⇒ 当協会が定めた新型コロナウイルス感染症対策の一部を緩和し、注意を払いジュニアテニス事業を行う。

健康観察表の記入に（1週間又は当日）ご協力ください。